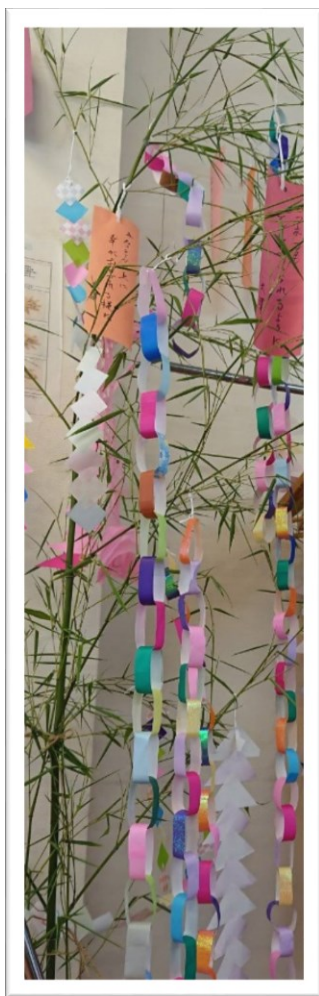




# デイサービスエフロン便り

2019年7月15日号

## 七夕飾い☆

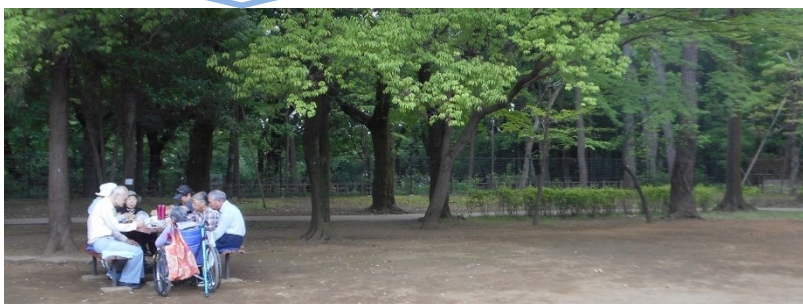


今年の梅雨は「つゆ」らしく、日照時間が少ない鬱陶しい日々が続いていますが、そんな事には負けるかと、今年も七夕の笹飾りを作りました。写真のカラフルな飾り付けも利用者様にさせていただいています。もちろん願い事の「短冊」も。この笹は西大泉の<sup>オー</sup>さんから毎年ご寄付いただいているものです。お陰様でこの時季はデイルームは華やかになります！



**デイの前のブランター**に一年を通して毎月最終火曜日にお花の定植・手入れを下さっている『街にフルーレ』活動、大泉障害者地域生活支援センター「さくら」の小島さんとボランティアさんです！いつも有難うございます！

石神井公園隣接、松の風公園へ昼食を持って出掛ける、通称「ランチピクニック」のワンシーンです。心地よい風の中の食事もまた格別ですね！いつもより皆さん食が進んでいらっっしゃいます！



「介護離職ゼロ」って？

※「介護離職ゼロ」の政策を今の政権は掲げています。

「仕事と介護の両立ポイント6つ」の読み解き、前月の続きです。

3. 介護保険の申請は早めに行い、認定が決まる前から調整を開始する。

これは作家の久田恵さんの著書や対談からの受け売りですが、介護は「後手後手」に回らぬよう、「先手先手」を心がける。これに尽きると思います。

介護保険の利用申請を行ってから(認定更新も同じ)認定されるまで原則として30日以内とされています。しかし、決定された要介護度は**申請日にさかのぼって有効となります**ので、申請時点から介護保険サービスを利用することが出来ます。この期間に「先手」を打てる訳です。

例えば、退院の時期が2週間後と決まり、家に戻った後に介護が必要となりそうな場合、入院中に介護保険サービスの利用申請を行いましょう。

要介護の認定調査は入院中であれば、病院に認定調査員が来てくれます。そして、退院後の在宅生活に向けて、病院の退院支援窓口や地域包括支援センターに相談して、担当してもらおうケアマネジャーを探し、必要な介護保険サービス、住宅の改修、福祉用具の活用などについて一緒に検討しておきましょう。介護認定される前に退院となった場合でも、暫定的に介護保険サービスを利用することが出来ますので、慌てず騒がず仕事と介護が両立できる体制を整えておきましょう。(つづく)

空き情報	月	火	水	木	金	土
利用	×	×	○	×	×	×
入浴	×	×	×	×	×	×

○空きがあります ×待機ができます ご相談ください

7月の予定

七夕祭り週間  
関連行事

石神井・  
ふるさと文化館訪問  
火災避難訓練  
地震訓練

♪デイサービスエプロンは定員13名の小さなデイサービスです。細やかな心配りとゆったりした雰囲気をお大切にしています。見学は随時受け付けております。お気軽にお電話をどうぞ。

デイサービスエプロン

〒177-0041 練馬区石神井町8-53-24  
電話 03-6915-9320 FAX 03-6915-9316

